

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和6年12月25日

香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 横谷 勝正

記

1 措置を講じた部署

教育委員会物部分室、教育委員会香北分室、香北支所

2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和6年10月24日
- (2) 措置通知年月日 令和6年12月5日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

- ① 契約書に市長印がないものがあった。地方自治法第234条第5項で、契約書を作成する場合においては、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、その契約は確定しないと規定されている。

また、香美市契約規則第34条では、契約書を作成し、契約者とともにこれを記名押印しなければならないと規定されている。今後は、関係法令を遵守し、適切な契約事務を執行すること。（教育委員会物部分室）

（回答）

今回のご指摘につきましては、委託料の変更契約が必要となったため、回議決裁後に受注者に書類を送付し、その後、受注者から社印が押されたものが返送された際に、本来であれば公印を押して支出負担行為を行うべきところ、事務手続きを急いだため、公印を押す事を失念し支出負担行為を行ってしまいました。

今後は、事務処理を早期に取り掛かれるよう事務の準備計画を立て、書類内容をしっかり精査し、適切な契約事務の執行を行います。

- ② 随意契約において、予定価格調書に折り目が無く、封印されていないものがあった。予定価格調書が適正に作成・保管されたのか疑わしいものであり、不適切な事務の執行と言わざるを得ない。不適切な事務処理であることを十分に認識し、適正な契約事務を執行すること。（教育委員会香北分室）

（回答）

ご指摘の事業は、当初計画していた「吉井勇記念館20周年記念事業」へ、年度途中

に急遽追加して実施することとなった事業で、契約業務に不慣れな県外業者とのやり取りも重なり業務が大変煩雑となりました。そのため書類作成を急ぐあまり不備が生じてしまいました。

今後につきましては、今回の事業のような準備期間の短い事業を行う際は、業務の遅れが無いよう、事務執行に無理のないスケジュール計画を立て、また書類作成時には確認を怠らないよう細心の注意をするとともに複数でチェックを行い、ご指摘を確認し適切な事務処理に努めてまいります。

- ③ 委託契約書の変更設計に記載誤りがあった。単純な記載誤りなどは合議中に発見できたものである。課内で内容を十分に確認するなど、適正な事務処理を行うこと。
(香北支所)

(回答)

ご指摘のありました「令和5年度香北あじさいロード管理委託業務」につきましては、建設課香北分室に設計書の作成を依頼しており、香北支所地域振興班の担当者が取りまとめて「施工伺い」や「変更設計書の承認伺い」等の回議書を作成しています。

建設課に作成してもらった変更設計書を担当者が確認せず、そのまま回議書に添付したこと、また、香北支所地域振興班では設計書を見る機会が少なく、合議での確認において、回議書の記載内容や設計書の変更設計額のみを確認し、設計書の詳細までは確認していなかったことが原因です。

今後は、設計書の確認については変更箇所を建設課香北分室に確認を依頼するなど、担当だけでなく複数人でチェックできる体制を整えます。また、合議で回ってきた書類についても、十分に確認して押印することで、再発防止に努めます。